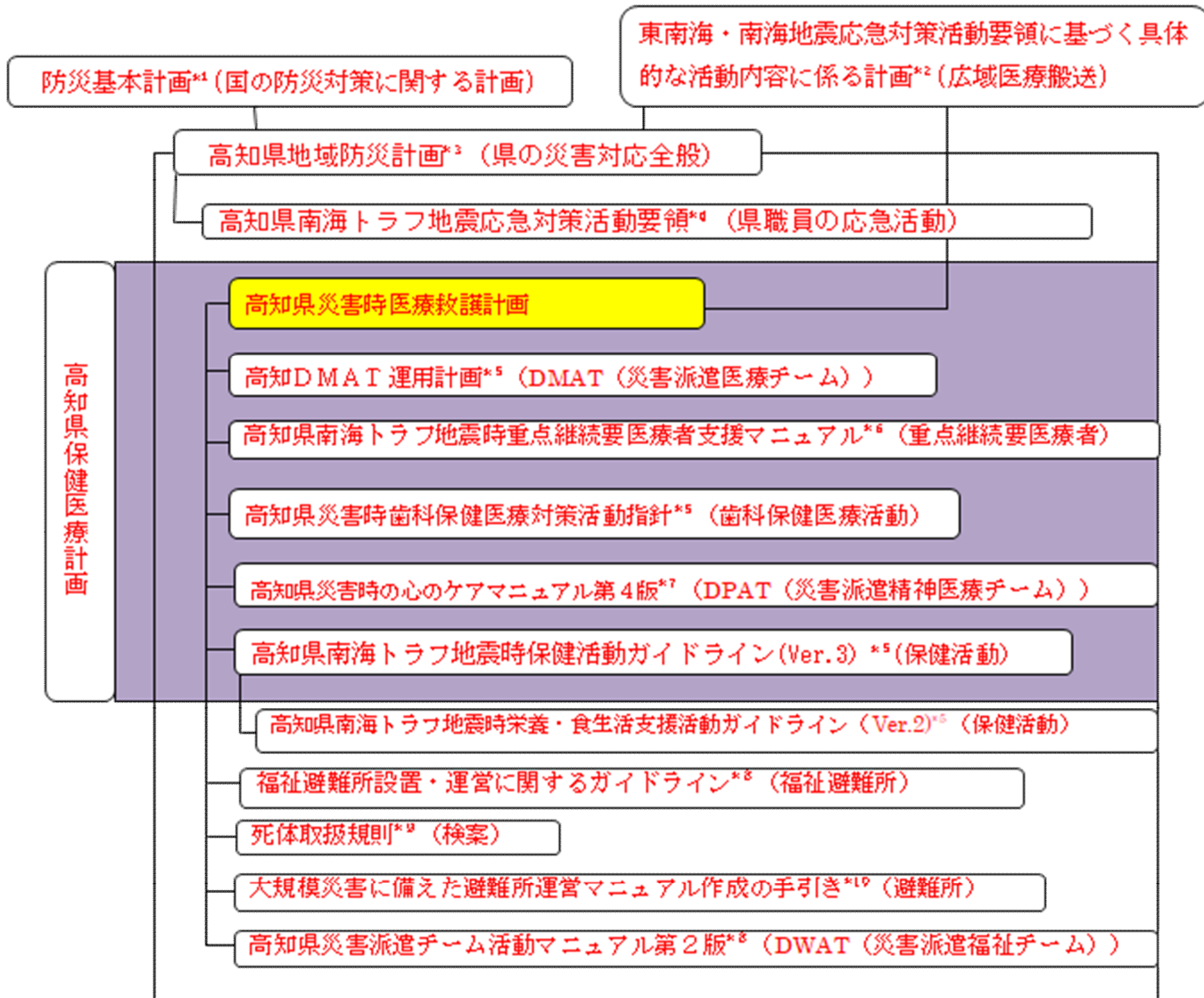


該当ページ	新（赤字は現計画からの変更点）	旧（青字は改定箇所）
表紙	<p data-bbox="516 554 1299 617">高知県災害時医療救護計画</p> <p data-bbox="581 1436 1222 1486">平成 27 年 3 月（令和 5 年 7 月一部改定）</p>	<p data-bbox="1828 512 2605 575">高知県災害時医療救護計画</p> <p data-bbox="1893 1436 2534 1486">平成 27 年 3 月（令和 4 年 9 月一部改定）</p>

該当ページ	新 (赤字は現計画からの変更点)	旧 (青字は改定箇所)
	<p>第1 総則 ……</p> <p>1 目的 ……</p> <p>2 医療救護活動の基本的な考え方 ……</p> <p>3 関係機関の連携 ……</p> <p>4 医療救護活動の期間 ……</p> <p>5 計画の不断の見直し ……</p> <p>6 南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係…</p> <p>第2 医療救護活動 ……</p> <p>1 市町村の役割と初動体制 ……</p> <p>(1) 市町村災害対策本部 ……</p> <p>(2) 医療救護施設等の開設 ……</p> <p>2 県の役割と初動体制 ……</p> <p>(1) 保健医療調整本部 (県保健医療本部) ……</p> <p>(2) 保健医療調整支部 (県保健医療支部) ……</p> <p>(3) 県が指定する医療救護施設 (災害拠点病院) ……</p> <p>(4) 災害医療コーディネーター ……</p> <p>(5) 災害薬事コーディネーター ……</p> <p>(6) 災害透析コーディネーター ……</p> <p>(7) 災害歯科コーディネーター ……</p> <p>(8) 災害看護コーディネーター ……</p> <p>(9) 災害時周産期リエゾン ……</p> <p>(10) 総合防災拠点 ……</p> <p>(11) 南海トラフ地震臨時情報 ……</p> <p>3 情報の収集と伝達 ……</p> <p>(1) 情報伝達手段の確保 ……</p> <p>(2) 医療救護に関する情報の収集 ……</p> <p>(3) 緊急通行車両及び規制除外車両の確保…</p> <p>4 医療機関の役割 ……</p> <p>(1) すべての医療機関が行うべきこと…</p> <p>(2) 医療救護所 ……</p> <p>(3) 救護病院 ……</p> <p>(4) 災害拠点病院 ……</p> <p>(5) DMAT 指定医療機関 ……</p> <p>(6) 一般の医療機関 ……</p> <p><図> 災害時の医療救護体制 ……</p> <p>5 医療救護チームの活動 ……</p> <p>(1) 県外からの医療支援 ……</p> <p>(2) 県内の医療支援 ……</p> <p>(3) 医療救護チーム ……</p> <p>6 医療救護活動の流れ ……</p> <p>(1) 災害現場での活動 ……</p> <p>(2) 医療救護施設などでの活動 ……</p> <p>(3) 地域医療搬送 ……</p> <p>(4) 広域医療搬送 ……</p> <p>(5) 遺体の取扱い ……</p> <p>(6) 仮設の診療所 ……</p> <p>(7) 避難所等での医療救護活動 ……</p> <p>(8) 重点継続要医療者 ……</p> <p>(9) 医療関連感染対策 ……</p> <p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給 ……</p> <p>(1) 災害急性期に必要な医薬品等 ……</p> <p>(2) 災害急性期以降に必要な医薬品等…</p> <p>(3) 歯科用医薬品 ……</p> <p>(4) 輸血用血液 ……</p> <p>(5) 医療ガス・医療機器 ……</p> <p>(6) 薬剤師の確保 ……</p> <p>8 医療機能の回復に向けて ……</p> <p>(1) 被害軽減のために ……</p> <p>(2) 医療機関への支援 ……</p> <p>第3 局地災害編 ……</p> <p>1 災害発生時の初動対応 ……</p> <p>2 医療救護所 ……</p> <p>3 後方搬送 ……</p> <p>4 医療救護活動の終了 ……</p> <p>第4 マニュアル ……</p> <p>1 県保健医療本部の運営 ……</p> <p>2 県保健医療支部の運営 ……</p> <p>3 医療救護所 ……</p> <p>4 救護病院 ……</p> <p>5 災害拠点病院 ……</p> <p>6 DMAT (災害派遣医療チーム) ……</p> <p>7 広域医療搬送 ……</p> <p>8 こうち医療ネットの掲示板機能 ……</p> <p>9 EMIS (広域災害救急医療情報システム) ……</p> <p>10 避難所の医療ニーズ調査 ……</p> <p>11 トリアージ ……</p> <p>12 災害診療記録とお薬手帳 ……</p> <p>13 遺体の仮安置と搬送 ……</p> <p>14 医薬品等及び輸血用血液の供給 ……</p> <p>15 災害医療コーディネーター ……</p> <p>16 災害薬事コーディネーター ……</p> <p>17 災害透析コーディネーター ……</p> <p>18 災害歯科コーディネーター ……</p> <p>19 災害看護コーディネーター ……</p> <p>20 災害時周産期リエゾン ……</p> <p>21 医療救護チームの受援</p> <p>22 DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)</p> <p>23 医療従事者搬送計画 ……</p> <p>マニュアル共通様式</p>	<p>第1 総則 …… 1</p> <p>1 目的 …… 2</p> <p>2 医療救護活動の基本的な考え方 …… 2</p> <p>3 関係機関の連携 …… 2</p> <p>4 医療救護活動の期間 …… 3</p> <p>5 計画の不断の見直し …… 3</p> <p>6 南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係… 5</p> <p>第2 医療救護活動 …… 6</p> <p>1 市町村の役割と初動体制 …… 7</p> <p>(1) 市町村災害対策本部 …… 7</p> <p>(2) 医療救護施設等の開設 …… 8</p> <p>2 県の役割と初動体制 …… 11</p> <p>(1) 保健医療調整本部 (県保健医療本部) …… 11</p> <p>(2) 保健医療調整支部 (県保健医療支部) …… 13</p> <p>(3) 県が指定する医療救護施設 (災害拠点病院) …… 16</p> <p>(4) 災害医療コーディネーター …… 17</p> <p>(5) 災害薬事コーディネーター …… 18</p> <p>(6) 災害透析コーディネーター …… 19</p> <p>(7) 災害歯科コーディネーター …… 19</p> <p>(8) 災害看護コーディネーター …… 20</p> <p>(9) 災害時周産期リエゾン …… 20</p> <p>(10) 総合防災拠点 …… 21</p> <p>(11) 南海トラフ地震臨時情報 …… 22</p> <p>3 情報の収集と伝達 …… 23</p> <p>(1) 情報伝達手段の確保 …… 23</p> <p>(2) 医療救護に関する情報の収集 …… 23</p> <p>(3) 緊急通行車両及び規制除外車両の確保… 24</p> <p>4 医療機関の役割 …… 26</p> <p>(1) すべての医療機関が行うべきこと… 26</p> <p>(2) 医療救護所 …… 27</p> <p>(3) 救護病院 …… 28</p> <p>(4) 災害拠点病院 …… 29</p> <p>(5) DMAT 指定医療機関 …… 30</p> <p>(6) 一般の医療機関 …… 31</p> <p><図> 災害時の医療救護体制 …… 32</p> <p>5 医療救護チームの活動 …… 34</p> <p>(1) 県外からの医療支援 …… 34</p> <p>(2) 県内の医療支援 …… 35</p> <p>(3) 医療救護チーム …… 35</p> <p>6 医療救護活動の流れ …… 39</p> <p>(1) 災害現場での活動 …… 39</p> <p>(2) 医療救護施設などでの活動 …… 39</p> <p>(3) 地域医療搬送 …… 41</p> <p>(4) 広域医療搬送 …… 41</p> <p>(5) 遺体の取扱い …… 42</p> <p>(6) 仮設の診療所 …… 43</p> <p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給 …… 47</p> <p>(1) 災害急性期に必要な医薬品等 …… 47</p> <p>(2) 災害急性期以降に必要な医薬品等… 48</p> <p>(3) 歯科用医薬品 …… 49</p> <p>(4) 輸血用血液 …… 50</p> <p>(5) 医療ガス・医療機器 …… 51</p> <p>(6) 薬剤師の確保 …… 52</p> <p>8 医療機能の回復に向けて …… 54</p> <p>(1) 被害軽減のために …… 54</p> <p>(2) 医療機関への支援 …… 55</p> <p>第3 局地災害編 …… 56</p> <p>1 災害発生時の初動対応 …… 57</p> <p>2 医療救護所 …… 59</p> <p>3 後方搬送 …… 62</p> <p>4 医療救護活動の終了 …… 63</p> <p>第4 マニュアル …… 64</p> <p>1 県保健医療本部の運営 …… 1-1</p> <p>2 県保健医療支部の運営 …… 2-1</p> <p>3 医療救護所 …… 3-1</p> <p>4 救護病院 …… 4-1</p> <p>5 災害拠点病院 …… 5-1</p> <p>6 DMAT (災害派遣医療チーム) …… 6-1</p> <p>7 広域医療搬送 …… 7-1</p> <p>8 こうち医療ネットの掲示板機能 …… 8-1</p> <p>9 EMIS (広域災害救急医療情報システム) …… 9-1</p> <p>10 避難所の医療ニーズ調査 …… 10-1</p> <p>11 トリアージ …… 11-1</p> <p>12 災害診療記録とお薬手帳 …… 12-1</p> <p>13 遺体の仮安置と搬送 …… 13-1</p> <p>14 医薬品等及び輸血用血液の供給 …… 14-1</p> <p>15 災害医療コーディネーター …… 15-1</p> <p>16 災害薬事コーディネーター …… 16-1</p> <p>17 災害透析コーディネーター …… 17-1</p> <p>18 災害歯科コーディネーター …… 18-1</p> <p>19 災害看護コーディネーター …… 19-1</p> <p>20 災害時周産期リエゾン …… 20-1</p> <p>21 医療救護チームの受援 …… 21-1</p> <p>マニュアル共通様式</p>

該当ページ	新 (赤字は現計画からの変更点)	旧 (青字は改定箇所)
P. 3	<p style="text-align: center;">第 1 総則</p> <p style="text-align: center;">5 計画の不断の見直し</p> <p>～省略～</p> <p>(4) 令和4年9月の改定においては、災害時に支援に入る県外の医療救護チームを対象に受付から派遣先の決定、帰還までをまとめた受援マニュアルの追加や、南海トラフ地震臨時情報発表時の保健医療調整本部、保健医療調整支部の体制や対応の追加などの改定を行いました。</p> <p>(5) 令和5年7月の改定においては、県保健医療本部の業務に福祉分野の取組との連携を明記したほか、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援に係るマニュアル、県内の医療従事者を搬送する計画の追加などを行いました。</p> <p>(6) 県においては、情報通信が途絶し、県内各地域の被災状況が分からないことが見込まれる中で、できるだけ早期に市町村の医療救護活動を支援する必要があります。</p> <p>(7) このため、県は市町村、関係機関との通信手段を確保するとともに、連携した医療救護に関する実動訓練や机上訓練等を継続的に実施し、計画の実効性を追求します。</p> <p>(8) 各地域では、本計画に基づき、市町村や関係機関が連携して、地域ごとの医療救護プラン(行動計画)を策定するとともに、訓練による検証等を通じて常に計画のバージョンアップを行います。</p> <p>(9) 本計画は、今後も、国の災害医療に関する計画の見直し、公衆衛生や保健活動、避難所等の運営などの災害時に関する他の計画等に見直しがあった場合や、本計画の訓練による検証等を通じて課題が明らかとなった場合、また、(8)の行動計画を踏まえて必要な改定を行います。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 総則</p> <p style="text-align: center;">5 計画の不断の見直し</p> <p>～省略～</p> <p>(4) 令和4年9月の改定においては、災害時に支援に入る県外の医療救護チームを対象に受付から派遣先の決定、帰還までをまとめた受援マニュアルの追加や、南海トラフ地震臨時情報発表時の保健医療調整本部、保健医療調整支部の体制や対応の追加などの改定を行いました。</p> <p style="color: blue;">令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響がこの改定時点で続いています。本計画における各活動においても、個人防護具など感染症に対応できる資材を医療救護施設等に備蓄のうえ、ウイルスの性質と感染状況に応じた感染対策の実施が必要となります。</p> <p>(5) 県においては、情報通信が途絶し、県内各地域の被災状況が分からないことが見込まれる中で、できるだけ早期に市町村の医療救護活動を支援する必要があります。</p> <p>(6) このため、県は市町村、関係機関との通信手段を確保するとともに、連携した医療救護に関する実動訓練や机上訓練等を継続的に実施し、計画の実効性を追求します。</p> <p>(7) 各地域では、本計画に基づき、市町村や関係機関が連携して、地域ごとの医療救護プラン(行動計画)を策定するとともに、訓練による検証等を通じて常に計画のバージョンアップを行います。</p> <p>(8) 本計画は、今後も、国の災害医療に関する計画の見直し、公衆衛生や保健活動、避難所等の運営などの災害時に関する他の計画等に見直しがあった場合、また、(7)の行動計画を踏まえて必要な改定を行います。</p>

6 南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係



(所管)

*1 中央防災会議 *2 中央防災会議幹事会 (内閣府)

*3 危機管理部危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課 *4 危機管理部危機管理・防災課

*5 健康政策部保健政策課 *6 健康政策部健康対策課 *7 子ども・福祉政策部障害保健支援課

*8 子ども・福祉政策部地域福祉政策課 *9 国家公安委員会規則 *10 危機管理部南海トラフ地震対策課

平成 24 年 3 月 「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニユア (平成 17 年 3 月策定) を見直し、「高知県災害時医療救護計画」を策定

平成 27 年 3 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

平成 30 年 6 月 改定

平成 31 年 4 月 改定

令和 4 年 9 月 改定

令和 5 年 7 月 改定

6 南海トラフ地震対策に関する他の計画等との関係

本計画に関連する、国・県等が定めた南海トラフ地震対策に関する計画等は次のとおりです。

災害対応全般	『高知県地域防災計画』*1
県職員の応急活動	『高知県南海トラフ地震応急対策活動要領』*2
保健医療活動全般	『災害時の保健医療活動における組織体制計画』*3
DMAT(災害派遣医療チーム)	『高知DMAT運用計画』*3
広域医療搬送	『東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画』*4
保健活動	『高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン (Ver.3)』*3 『高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援ガイドライン (Ver.1)』*3
重点継続要医療者	『高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル』(平成 27 年度)*5
避難所	『大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き』*6
福祉避難所	『福祉避難所設置・運営に係るガイドライン』*7
DPAT(災害派遣精神医療チーム)	『高知県災害時の心のケアマニュアル第 3 版』*8
検案	『死体取扱規則』*9
歯科保健医療活動	『高知県災害時歯科保健医療対策活動指針』*5

(所管)

*1 危機管理部危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課 *2 危機管理部危機管理・防災課

*3 健康政策部保健政策課 *4 中央防災会議幹事会(内閣府) *5 健康政策部健康対策課

*6 危機管理部南海トラフ地震対策課 *7 子ども・福祉部地域福祉政策課

*8 子ども・福祉部障害保健支援課 *9 国家公安委員会規則

平成 24 年 3 月 「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」(平成 17 年 3 月策定) を見直し、「高知県災害時医療救護計画」を策定

平成 27 年 3 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

平成 30 年 6 月 改定

平成 31 年 4 月 改定

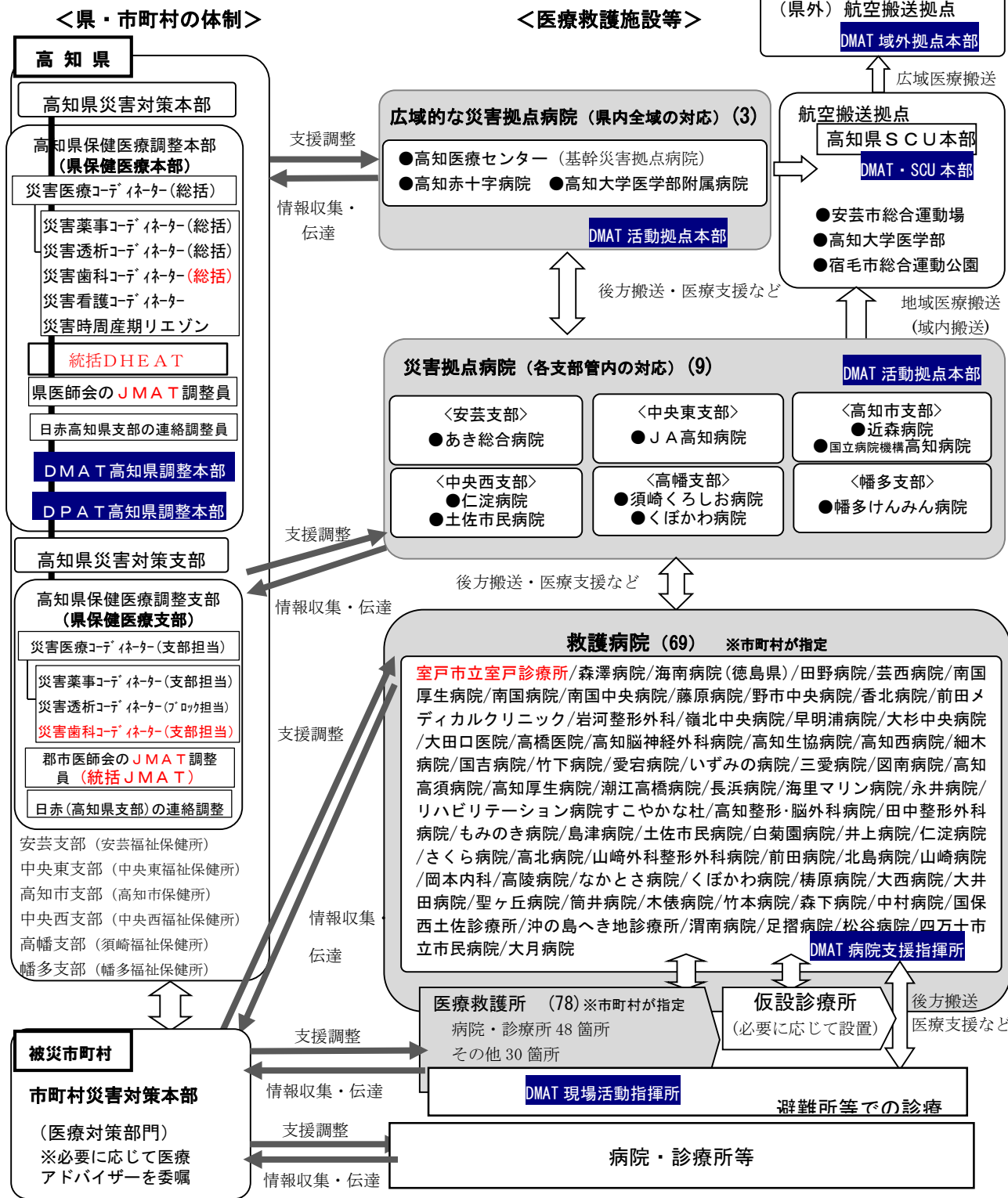
令和 4 年 9 月 改定

該当ページ	新 (赤字は現計画からの変更点)	旧 (青字は改定箇所)
P. 7	<p style="text-align: center;">第 2 医療救護活動</p> <p>1 市町村の役割と初動体制</p> <p>(1) 市町村災害対策本部</p> <p>～省略～ (避難所での医療救護)</p> <p>～省略～</p> <p>ケ 避難所の状況の把握は、市町村がそれぞれ定める方法で行いますが、医療救護チームによる迅速な医療救護活動が行われるよう、医療・保健・福祉関係者が分野横断的に被災者の被災状況を直ちに把握し、共有するための「被災者アセスメント調査票」(様式 10-1) を使って得られた医療サポートの利用状況、妊産婦や乳幼児の有無などの医療ニーズを集約し、「施設・避難所等ラピッドアセスメントシート」(様式 10-2) に取りまとめるなど、避難所にいる被災者数や災害時要配慮者数、健康状態の把握を行います。</p> <p>～省略～ (避難所での感染対策)</p> <p>ス 避難所には多くの被災者、支援者が集まりますので、感染症の蔓延に留意する必要があります。受付での検温をはじめとするスクリーニングにより感染者と非感染者を振り分け、避難所内での感染症の蔓延を未然に防止します。</p> <p>セ さらに、日頃から个人防护具など感染症に対応できる資材を備蓄のうえ、ウイルスの性質と感染状況に応じた感染対策の実施が必要となりますが、広さや動線をはじめ、避難所内の状況は避難所ごとに異なります。各市町村は、感染症への対応を含むマニュアルを避難所ごとに作成します。</p> <p>ソ 後述の高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議は、平時より県内の感染対策を行う専門家であり、災害時においても感染対策を主導します。市町村は、医療救護施設における感染対策に加え、避難所における感染対策においても県保健医療支部と連携し、必要に応じ当該専門家の支援を要請します。</p> <p>タ また、避難所等における感染制御活動を支援する組織として D I C T があります。D I C T は、感染制御医、感染管理認定看護師、感染制御専門薬剤師、業務調整員など 4 名を基本として構成され、集団的感染症の未然防止と発生後の制御活動など、現地の I C T を支援します。市町村は、これら支援チームの要請も検討します。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 医療救護活動</p> <p>1 市町村の役割と初動体制</p> <p>(1) 市町村災害対策本部</p> <p>～省略～ (避難所での医療救護)</p> <p>～省略～</p> <p>ケ 避難所の状況の把握は、市町村がそれぞれ定める方法で行いますが、医療救護チームによる迅速な医療救護活動が行われるよう、医療ニーズに関しては「避難所の状況調査(避難所アセスメント)」を使って発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状の有無、小児科、精神科、産婦人科、歯科などの医療ニーズの概数を優先して調査します。</p> <p>～省略～</p>
P. 12	<p>2 県の役割と初動体制</p> <p>(1) 保健医療調整本部 (県保健医療本部)</p> <p>(役割と体制)</p> <p>～省略～</p> <p>カ 災害医療コーディネーター(総括)の下に、次のコーディネーター等を置き、それぞれの所管する業務について全体調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢災害薬事コーディネーター(総括)：医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整 ➢災害透析コーディネーター(総括)：透析患者及び透析医療機関のニーズの集約と調整 ➢災害歯科コーディネーター(総括)：歯科保健医療の提供及び歯科医療救護班等の派遣調整 	<p>2 県の役割と初動体制</p> <p>(1) 保健医療調整本部 (県保健医療本部)</p> <p>(役割と体制)</p> <p>～省略～</p> <p>カ 災害医療コーディネーター(総括)の下に、次のコーディネーター等を置き、それぞれの所管する業務について全体調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢災害薬事コーディネーター(総括)：医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整 ➢災害透析コーディネーター(総括)：透析患者及び透析医療機関のニーズの集約と調整 ➢災害歯科コーディネーター：歯科保健医療の提供及び歯科医療救護班等の派遣調整

該当ページ	新（赤字は現計画からの変更点）	旧（青字は改定箇所）
P. 15	<p> >災害看護コーディネーター：災害支援ナースの派遣調整 >災害時周産期リエゾン：周産期医療ニーズの情報集約と受入れ調整 キ 県保健医療本部には県医師会の JMAT調整員が参画し、情報共有やJMATの受入調整を行います。また、特に災害亜急性期以降の活動を見据え、県医師会と協議の上、地域の医療事情に精通した医師に災害医療コーディネーターを委嘱しておくなど、災害医療から地域医療へ円滑に移行するための全体調整を行います。 ク 県保健医療本部には日本赤十字社高知県支部の連絡調整員が参画し、情報共有や日赤救護班の受入調整等を行います。 （業務） ケ 県保健医療本部は、所掌業務のうち、医療救護活動に関して次の業務を行います。 (ア) 県内の医療救護活動の総合調整 (イ) 医療救護に関する情報の収集及び提供 (ウ) 県保健医療支部の活動の支援 (エ) 国、他の都道府県及び日本赤十字社（以下「国等」という。）への医療支援要請 (オ) DMATの調整及びDMAT高知県調整本部の設置運営 (カ) 災害拠点病院の医療救護活動の調整 (キ) 国に対する広域医療搬送の要請及び広域医療搬送対象患者の決定 (ク) 県医師会と連携したJMATなど県外からの医療支援の受入調整 (ケ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受け入れの調整 (コ) 県医師会と連携した災害医療から地域医療への円滑な移行 (カ) DPATの調整及びDPAT高知県調整本部の設置運営 (シ) DHEATの支援要請及び受入調整 (ス) 福祉活動との緊密な連携 (セ) その他必要な事項 ～省略～ （DPAT高知県調整本部の設置） ヌ DPATの派遣を要請した場合には、県保健医療本部にDPAT高知県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDPATを指揮します。 （統括DHEATの配置） ネ 県保健医療本部の機能の強化と県保健医療支部との連携の強化のため、県保健医療本部に統括DHEATを置きます。統括DHEATは、県保健医療本部の指揮支援のほか、DHEATのとりまとめや調整の窓口機能を担います。 ⇒<マニュアル22>DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム） （福祉活動との緊密な連携） ノ 災害時は、高齢者、要介護者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童、生活困窮者や福祉施設への支援などの福祉分野の活動と医療救護活動は密接に関係します。そうした被災者ニーズにそれぞれの活動において、または連携して適切に対応するため、子ども・福祉政策部との情報共有を行うなど緊密に連携を図ります。 </p> <p> （２）保健医療調整支部（県保健医療支部） （体制） </p>	<p> >災害看護コーディネーター：災害支援ナースの派遣調整 >災害時周産期リエゾン：周産期医療ニーズの情報集約と受入れ調整 キ 県保健医療本部には県医師会の連絡調整員を置き、情報共有やJMATの受入調整を行います。また、特に災害亜急性期以降の活動を見据え、県医師会と協議の上、地域の医療事情に精通した医師に災害医療コーディネーターを委嘱しておくなど、災害医療から地域医療へ円滑に移行するための全体調整を行います。 ク 県保健医療本部には日本赤十字社高知県支部の連絡調整員を置き、情報共有や日赤救護班の受入調整等を行います。 （業務） ケ 県保健医療本部は、所掌業務のうち、医療救護活動に関して次の業務を行います。 (ア) 県内の医療救護活動の総合調整 (イ) 医療救護に関する情報の収集及び提供 (ウ) 県保健医療支部の活動の支援 (エ) 国、他の都道府県及び日本赤十字社（以下「国等」という。）への医療支援要請 (オ) DMATの調整及びDMAT高知県調整本部の設置運営 (カ) 災害拠点病院の医療救護活動の調整 (キ) 国に対する広域医療搬送の要請及び広域医療搬送対象患者の決定 (ク) 県医師会と連携したJMATなど県外からの医療支援の受入調整 (ケ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受け入れの調整 (コ) 県医師会と連携した災害医療から地域医療への円滑な移行 (サ) その他必要な事項 ～省略～ </p> <p> （２）保健医療調整支部（県保健医療支部） （体制） </p>

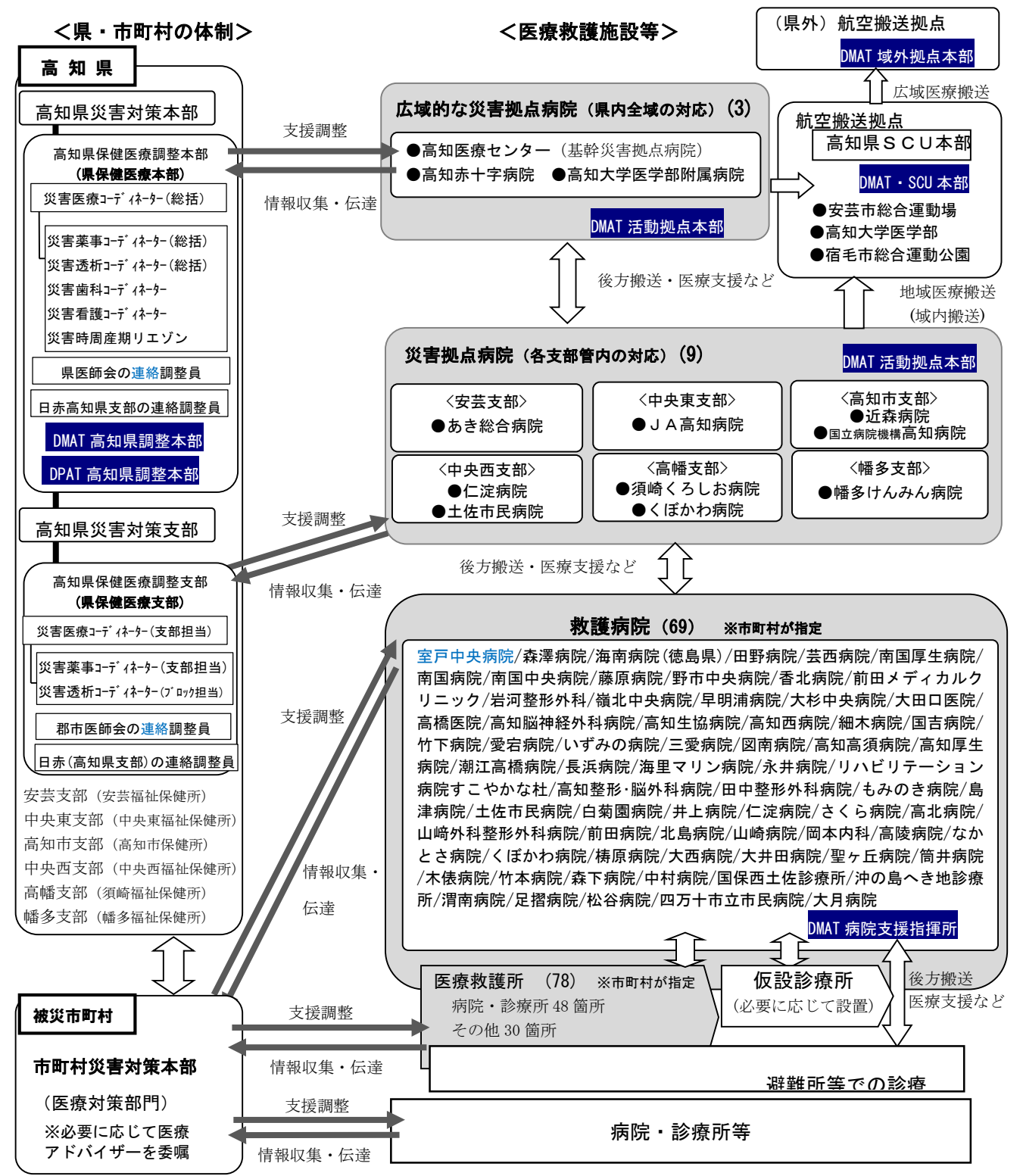
該当ページ	新（赤字は現計画からの変更点）	旧（青字は改定箇所）
P. 21	<p>～省略～</p> <p>エ 高知市は、高知市保健医療調整本部（高知市保健所）をもって県保健医療支部（高知市支部）と位置づけます。県保健医療支部（高知市支部）が担う役割については、高知市の組織体制に基づき高知市が決定できるものとします。</p> <p>オ 県保健医療支部には、災害医療コーディネーター（支部担当）を置き、医療救護活動の全体調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 15＞災害医療コーディネーター</p> <p>カ 災害医療コーディネーターの下に、次のコーディネーターを置き、それぞれの所管する業務について調整を行います。</p> <p>➢災害薬事コーディネーター（支部担当）：医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整</p> <p>➢災害透析コーディネーター（ブロック担当）：ブロック（※）内の透析医療に関する全体調整</p> <p>➢災害歯科コーディネーター（支部担当）：歯科保健医療の提供に関する支部内の調整</p> <p>（※）ブロックは、安芸、中央東、高知市、中央西・高幡、幡多の5ブロックとします。</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 16＞災害薬事コーディネーター</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 17＞災害透析コーディネーター</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 18＞災害歯科コーディネーター</p> <p>キ 県保健医療支部には、郡市医師会の J M A T 調整員（必要に応じ、被災地内外から派遣される統括 J M A T）が参画し、情報共有を行うとともに、特に災害亜急性期以降は、郡市医師会と連携し、災害医療から地域医療へ円滑に移行するための全体調整を行います。</p> <p>～省略～</p> <p>（避難所での医療救護）</p> <p>チ 市町村災害対策本部は避難所の医療及び保健のニーズを調査しますが、市町村が被災により調査活動ができない場合で、県保健医療支部に要請があった場合は、県保健医療支部が当該市町村に参集する医療救護チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所の調査を行います。この場合は医療・保健・福祉関係者が分野横断的に医療ニーズなど被災者の状況を早期に把握するために「被災者アセスメント調査票」（様式 10-1）及び「施設・避難所等ラピッド・アセスメントシート」（様式 10-2）により調査を行います。</p> <p>～省略～</p> <p>（7）災害歯科コーディネーター</p> <p>（役割）</p> <p>ア 災害歯科コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、災害時歯科保健医療活動及び歯科医療救護に関する支援策の立案及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための受援体制の整備等を行います。</p> <p>（委嘱及び参集）</p> <p>イ 県保健医療本部の災害歯科コーディネーター（総括）は、高知県歯科医師会が推薦する歯科医師で知事が委嘱する者とします。</p> <p>ウ 県保健医療支部の災害歯科コーディネーター（支部担当）は、高知県歯科医師会（高知市支部にあつては高知市歯科医師会）が推薦する歯科医師で知事（高知市支部にあつては高知市長）が委嘱する者とします。</p> <p>エ 長期間の歯科医療支援の調整を行うことが必要になるため、災害歯科コーディネーターは複数名を基本とします。</p>	<p>～省略～</p> <p>エ 高知市は、高知市医療対策本部（高知市保健所）をもって県保健医療支部（高知市支部）と位置づけます。県保健医療支部（高知市支部）が担う役割については、高知市の組織体制に基づき高知市が決定できるものとします。</p> <p>オ 県保健医療支部には、災害医療コーディネーター（支部担当）を置き、医療救護活動の全体調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 15＞災害医療コーディネーター</p> <p>カ 災害医療コーディネーターの下に、次のコーディネーターを置き、それぞれの所管する業務について調整を行います。</p> <p>➢災害薬事コーディネーター（支部担当）：医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整</p> <p>➢災害透析コーディネーター（ブロック担当）：ブロック（※）内の透析医療に関する全体調整</p> <p>（※）ブロックは、安芸、中央東、高知市、中央西・高幡、幡多の5ブロックとします。</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 16＞災害薬事コーディネーター</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 17＞災害透析コーディネーター</p> <p>キ 県保健医療支部には、郡市医師会の連絡調整員を置き、情報共有を行うとともに、特に災害亜急性期以降は、郡市医師会と連携し、災害医療から地域医療へ円滑に移行するための全体調整を行います。</p> <p>～省略～</p> <p>（避難所での医療救護）</p> <p>チ 市町村災害対策本部は避難所の医療及び保健のニーズを調査しますが、市町村が被災により調査活動ができない場合で、県保健医療支部に要請があった場合は、県保健医療支部が当該市町村に参集する医療救護チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所の調査を行います。この場合は医療ニーズを早期に把握するために「避難所の状況調査（避難所アセスメント）」（様式 10-2）により調査を行います。</p> <p>～省略～</p> <p>（7）災害歯科コーディネーター</p> <p>（役割）</p> <p>ア 災害歯科コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、災害時歯科保健医療活動及び歯科医療救護に関する支援策の立案及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための受援体制の整備等を行います。</p> <p>（委嘱及び参集）</p> <p>イ 災害歯科コーディネーターは高知県歯科医師会が推薦する歯科医師で知事が委嘱する者とします。</p> <p>ウ 長期間の歯科医療支援の調整を行うことが必要になるため、災害歯科コーディネーターは複数名を基本とします。</p> <p>エ 災害歯科コーディネーターは、県保健医療本部が設置されたときは直ちに参集するよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">⇒＜マニュアル 18＞災害歯科コーディネーター</p>

該当ページ	新（赤字は現計画からの変更点）	旧（青字は改定箇所）
P. 22	<p>オ 災害歯科コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、知事（高知市支部にあっては高知市長）は、必要に応じて別の者を災害歯科コーディネーターとして委嘱します。</p> <p>カ 災害歯科コーディネーターは、県保健医療本部及び県保健医療支部が設置されたときは直ちに参集するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">⇒<マニュアル 18>災害歯科コーディネーター</p> <p>～省略～</p> <p>（9）災害時周産期リエゾン</p> <p>～省略～</p> <p>（委嘱及び参集）</p> <p>イ 県保健医療本部の災害時周産期リエゾンは、高知県周産期医療協議会から推薦を受けた周産期医療にかかわる従事者で知事が委嘱する者とします。</p> <p>～省略～</p>	<p>～省略～</p> <p>（9）災害時周産期リエゾン</p> <p>～省略～</p> <p>（委嘱及び参集）</p> <p>イ 県保健医療本部の災害時周産期リエゾンは、高知県周産期医療協議会から推薦を受けた医師で知事が委嘱する者とします。</p> <p>～省略～</p>
P. 28	<p>4 医療機関の役割</p>	<p>4 医療機関の役割</p>
P. 33	<p>～省略～</p> <p>（6）一般の医療機関</p> <p>（医療救護活動への参画）</p> <p>～省略～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>☑県が実施している災害医療に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師向けの災害医療研修：日頃の診療科を問わず、県内のすべての医師を対象とし、災害時の初期対応に必要な知識・技能を学習します。 ○高知DMAT研修：災害拠点病院や救護病院等の医療従事者を対象とし、日本DMATに準じる医療チーム（ローカルDMAT）の養成を行います。 ○OMCLS研修：主に消防職員などを対象とし、災害時に発生する多数傷病者への適切な対応及び災害現場で実施すべきことについて学習します。 ○災害医療図上演習（エマルゴ）：災害医療に携わるすべての者を対象とし、エマルゴトレーニングキットを用いた図上（エマルゴ）演習により、災害対応能力の向上を図ります。 ○DMATロジスティック技能向上研修：主にDMATの業務調整員を対象とし、その技能向上を図ります。 ODPAT隊員養成研修：精神医療機関等の医療従事者を対象とし、災害時に精神科医療及び精神保健医療活動の支援を行う災害派遣精神医療チームの養成を行います。 </div> <p>～省略～</p>	<p>～省略～</p> <p>（6）一般の医療機関</p> <p>（医療救護活動への参画）</p> <p>～省略～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>☑県が実施している災害医療に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師向けの災害医療研修：日頃の診療科を問わず、県内のすべての医師を対象とし、災害時の初期対応に必要な知識・技能を学習します。 ○高知DMAT研修：災害拠点病院や救護病院等の医療従事者を対象とし、日本DMATに準じる医療チーム（ローカルDMAT）の養成を行います。 ○OMCLS研修：主に消防職員などを対象とし、災害時に発生する多数傷病者への適切な対応及び災害現場で実施すべきことについて学習します。 ○災害医療図上演習（エマルゴ）：災害医療に携わるすべての者を対象とし、エマルゴトレーニングキットを用いた図上（エマルゴ）演習により、災害対応能力の向上を図ります。 ○DMATロジスティック技能向上研修：主にDMATの業務調整員を対象とし、その技能向上を図ります。 </div> <p>～省略～</p>



〈関係機関及び連携団体〉
 消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社、医師会 (JMAT)、歯科医師会 (JDAT)、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会、医薬品卸業協会、衛生材料協会、日本産業・医療ガス協会、医療機器販売業協会、AMDA、総合保健協会、医療救護チーム、医療ボランティア 等

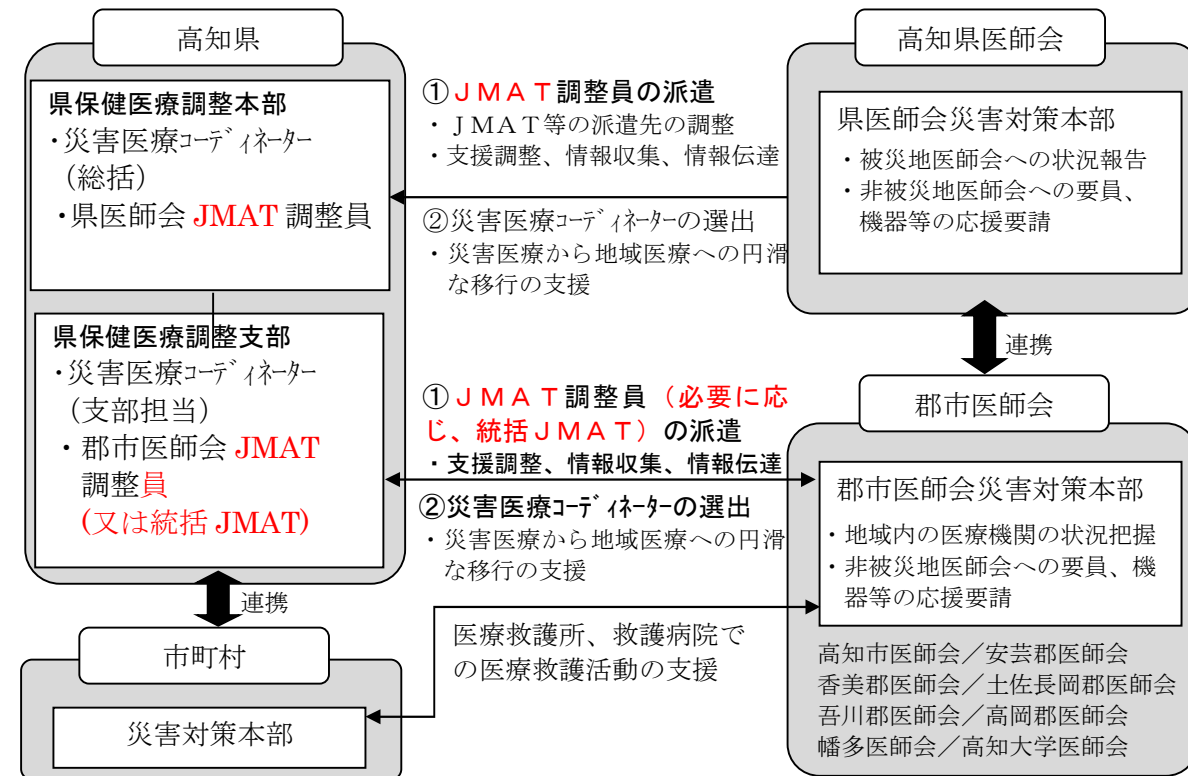
図4 災害時の医療救護体制



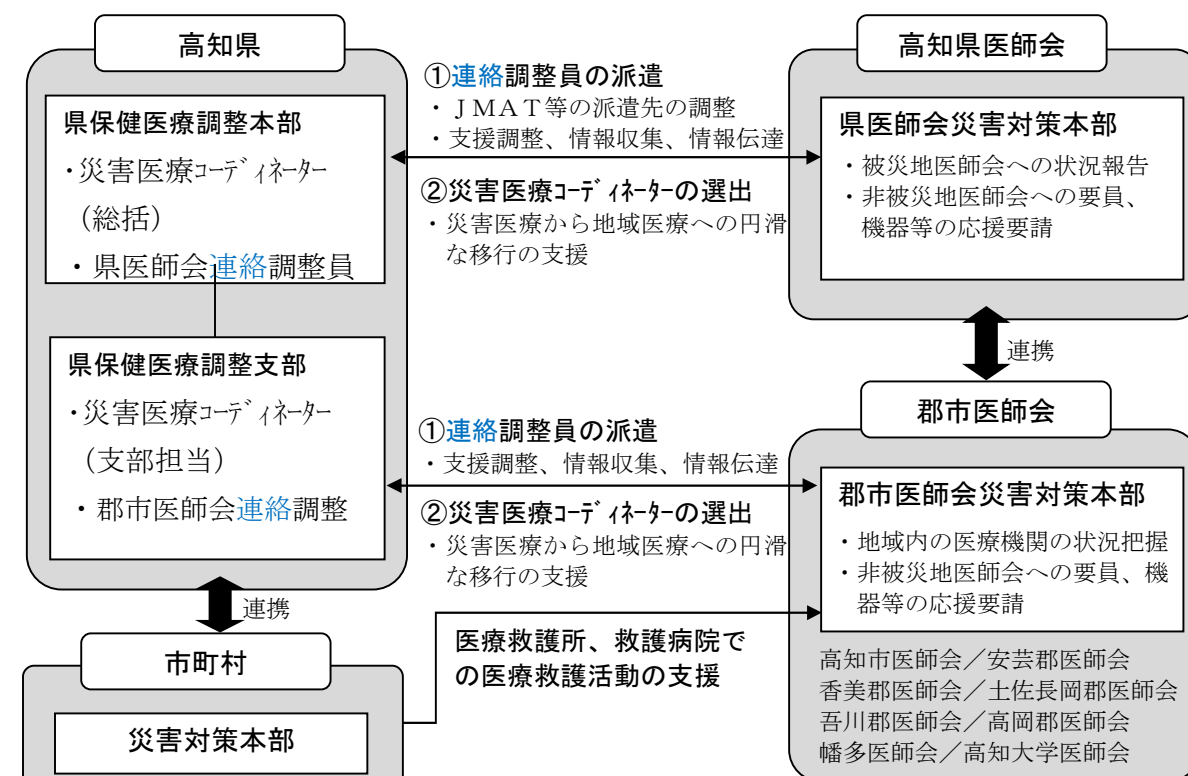
〈関係機関及び連携団体〉
 消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社、医師会 (JMAT)、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会、医薬品卸業協会、衛生材料協会、日本産業・医療ガス協会、医療機器販売業協会、AMDA、総合保健協会、医療救護チーム、医療ボランティア 等

図4 災害時の医療救護体制

P. 35



【図 4 参考】県医師会・都市医師会との連携



【図 4 参考】県医師会・都市医師会との連携

P. 36

5 医療救護チームの活動

5 医療救護チームの活動

P. 37

～省略～

～省略～

(2) 県内の医療支援

(2) 県内の医療支援

～省略～

～省略～

(県内医療従事者の搬送)

オ 県保健医療本部は、医療機関等からの要請に応じ、勤務時間外に発災した場合に県中央部に居住する勤務医等を地域の医療機関等に搬送し、また、医療従事者が不足する地域に県医師会との協定に基づき医療支援チーム (救護班) を搬送する仕組みを運用します。

⇒<マニュアル 23>医療従事者搬送計画

～省略～

～省略～

(3) 医療救護チーム

(3) 医療救護チーム

～省略～

～省略～

(DHEAT)

ス DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) は、災害時に、保健医療行政の指揮調整機能等を支援することを目的としたチームで、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士、環境衛生監視員その他の専門職や業務調整員など、1チーム当たり5名程度で編成されます。

セ 主に、県保健医療本部・支部において医療提供体制の構築や避難所等における保健衛生対策に係る自治体のマネジメント業務を支援します。

ソ 県外からのDHEATの派遣は、本県からの要請に基づいてDHEAT事務局が調整し、県保

該当ページ	新（赤字は現計画からの変更点）	旧（青字は改定箇所）
P. 41	<p>健医療本部に配置する統括DHEATを中心に受入調整を行います。</p> <p>⇒<マニュアル22>DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）</p> <p>（その他の医療救護チーム）</p> <p>タ ～省略～</p> <p>（避難所での活動）</p> <p>ト 避難所等での医療ニーズや生活環境等の把握は市町村災害対策本部が行い、県に情報が伝えられますが、被災等の理由で、市町村による調査が実施できていない場合は、県保健医療支部と協議のうえ、医療支援に先だって避難所の調査を行います。</p> <p>ナ 調査は、避難所で活動する保健師等と情報共有を行うなど保健活動との連携を念頭に置き、「被災者アセスメント調査票」及び「施設・避難所等ラピッド・アセスメントシート」を使用する等、医療ニーズを含む被災者及び避難所の状況を医療・保健・福祉関係者が分野横断的に把握するために行います。</p> <p>～省略～</p>	<p>（その他の医療救護チーム）</p> <p>ス ～省略～</p> <p>（避難所での活動）</p> <p>チ 避難所等での医療ニーズや生活環境等の把握は市町村災害対策本部が行い、県に情報が伝えられますが、被災等の理由で、市町村による調査が実施できていない場合は、県保健医療支部と協議のうえ、医療支援に先だって避難所の調査を行います。</p> <p>ツ 調査は、「避難所の状況調査（避難所アセスメント）」を使用する等、医療ニーズを特に把握するために行いますが、避難所で活動する保健師等と情報共有を行うなど保健活動との連携を念頭に置いて調査します。</p> <p>～省略～</p>
P. 41	<p>6 医療救護活動の流れ</p> <p>～省略～</p>	<p>6 医療救護活動の流れ</p> <p>～省略～</p>
P. 46	<p>（8）重点継続要医療者</p> <p>（重点継続要医療者の医療救護）</p> <p>ア 重点継続要医療者の医療救護活動は、この項の各論として、「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル（平成27年度策定、令和4年度改定）」に示します。</p> <p>イ 重点継続要医療者は、医療ケアの中断が生命の維持に関わる以下の慢性疾患患者です。</p> <p>（ア）在宅人工呼吸器使用患者</p> <p>（イ）在宅酸素療法患者</p> <p>（ウ）人工透析患者（通院）</p> <p>（在宅人工呼吸器使用患者への対応）</p> <p>ウ 市町村は、在宅人工呼吸器使用者を把握し、避難支援の必要がある場合は、避難行動要支援者名簿へ掲載します。災害時の電源確保や安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、災害時個別支援計画を策定しておきます。</p> <p>エ 発災時には、災害時個別支援計画に基づく対応を行います。電源が確保され、人工呼吸器が作動していれば、安全な場所に留まります。そうでない場合は、医療機関に搬送します。</p> <p>オ 急性期を過ぎた後、入院患者も含め、安定した医療や介護等を継続するために、県保健医療本部は、被災地域外（県外）への搬送の調整を行います。</p> <p>（在宅酸素療法患者への対応）</p> <p>カ 市町村は、在宅酸素療法患者を把握し、避難支援の必要がある場合は、避難行動要支援者名簿へ掲載します。災害時の酸素ボンベの確保、安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、災害時個別支援計画を策定しておきます。</p> <p>キ 発災時には、災害時個別支援計画に基づく対応を行います。酸素濃縮器が作動しない場合は、酸素ボンベに切り替えます。酸素ボンベ取扱業者は、患者の避難場所等へ酸素を配送します。</p>	<p>（8）重点継続要医療者</p> <p>（重点継続要医療者の医療救護）</p> <p>ア 重点継続要医療者の医療救護活動は、この項の各論として、「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル（平成27年度策定）」に示します。</p> <p>イ 重点継続要医療者は、継続した医療ケアの中断が生命の維持に関わる難病等の慢性疾患患者で、以下の場合があります。</p> <p>（ア）在宅人工呼吸器使用患者</p> <p>（イ）在宅酸素療法患者</p> <p>（ウ）人工透析患者</p> <p>（エ）特殊な薬剤を必要とする患者（経管栄養、経腸栄養等も含む）</p> <p>（人工呼吸器使用患者への対応）</p> <p>ウ 市町村は、災害時要配慮者リストへの登載を進めます。災害時の電源確保や安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、個別支援計画を策定しておきます。</p> <p>エ 発災時には、個別支援計画に基づく対応を行います。電源が確保され、人工呼吸器が作動していれば、安全な場所に留まります。そうでない場合は、医療機関に搬送します。</p> <p>オ 急性期を過ぎた後、入院患者も含め、安定した医療や介護等を継続するために、県保健医療本部は、被災地域外（県外）への搬送の調整を行います。</p> <p>（在宅酸素療法患者への対応）</p> <p>カ 市町村は、災害時要配慮者リストへの登載を進めます。災害時の酸素ボンベの確保、安否確認方法、避難等の支援策を患者・家族も含めて関係者で検討し、個別支援計画を策定しておきます。</p> <p>キ 発災時には、個別支援計画に基づく対応を行います。酸素濃縮器が作動しない場合は、酸素ボンベに切り替えます。酸素ボンベ取扱業者は、患者の避難場所等へ酸素を配送します。</p>

ク HOTステーションを保健医療圏ごとに1か所以上は開設する想定とし、県はモデル事業を実施するなどして、市町村等とともに取り組みます。

ケ 医療機関等は、酸素吸入量が多い患者等を受け入れます。また、発災時は、市町村災害対策本部、県保健医療支部、県保健医療本部は道路状況や酸素濃縮器の供給状況等を踏まえ、医療機関、医療機器取扱業者等と連携してHOTステーションを開設します。

（人工透析患者への対応）

コ 市町村は、人工透析患者を把握し、透析医療機関は、患者が発災時に自ら行動できるように県外搬送の流れも含め確認しておきます。

～省略～

第4 マニュアル

「第2 医療救護活動」の中で、「⇒」マークで示した個々のマニュアルを記載しています。

1	県保健医療本部の運営	1-1
2	県保健医療支部の運営	2-1
3	医療救護所	3-1
4	救護病院	4-1
5	災害拠点病院	5-1
6	DMA T（災害派遣医療チーム）	6-1
7	広域医療搬送	7-1
8	こうち医療ネットの掲示板機能	8-1
9	EM I S（広域災害救急医療情報システム）	9-1
10	避難所の医療ニーズ調査	10-1
	〔施設・避難所等ラピッドアセスメントシートの様式〕	
11	トリアージ	11-1
12	災害診療記録とお薬手帳	12-1
	〔災害診療記録の様式〕	
13	遺体の仮安置と搬送	13-1
14	医薬品等及び輸血用血液の供給	14-1
15	災害医療コーディネーター	15-1
16	災害薬事コーディネーター	16-1
17	災害透析コーディネーター	17-1
18	災害歯科コーディネーター	18-1
19	災害看護コーディネーター	19-1
20	災害時周産期リエゾン	20-1
21	医療救護チームの受援	21-1
22	D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）	22-1
23	医療従事者搬送計画	23-1

マニュアル共通様式

ク 医療機関等は、酸素吸入量が多い患者等を受け入れます。また、医療機器業者と連携してHOTステーションを開所させます。

（人工透析患者への対応）

ケ 市町村は、災害時要配慮者リストへの登載を進めます。透析医療機関は、患者が発災時に自ら行動できるように県外搬送の流れも含め確認しておきます。

～省略～

第4 マニュアル

「第2 医療救護活動」の中で、「⇒」マークで示した個々のマニュアルを記載しています。

1	県保健医療本部の運営	1-1
2	県保健医療支部の運営	2-1
3	医療救護所	3-1
4	救護病院	4-1
5	災害拠点病院	5-1
6	DMA T（災害派遣医療チーム）	6-1
7	広域医療搬送	7-1
8	こうち医療ネットの掲示板機能	8-1
9	EM I S（広域災害救急医療情報システム）	9-1
10	避難所の医療ニーズ調査	10-1
	〔避難所アセスメントシートの様式〕	
11	トリアージ	11-1
12	災害診療記録とお薬手帳	12-1
	〔災害診療記録の様式〕	
13	遺体の仮安置と搬送	13-1
14	医薬品等及び輸血用血液の供給	14-1
15	災害医療コーディネーター	15-1
16	災害薬事コーディネーター	16-1
17	災害透析コーディネーター	17-1
18	災害歯科コーディネーター	18-1
19	災害看護コーディネーター	19-1
20	災害時周産期リエゾン	20-1
21	医療救護チームの受援	21-1

マニュアル共通様式